ひまわり通信 NO1521 号

一般社団法人 ひまわり相続相談室



相続士·家族信託コーディーター酒井俊雄 日本相続士協会登録 551003 一社)家族信託普及協会員 http://himawari.nagoya/

令和1年7月20日

2019年路線価が公開されました。

県庁所在地最高路線価は、那覇急騰、 関西・熊本上昇、東京銀座は沈静化。 下落は鳥取のみ。**那覇 39.2%、大阪** 27.4%、京都 20.0%上昇です。東京で は浅草が 35.0%の上昇です。

自筆証書遺言の方式緩和

自筆証書遺言に係る遺言書は、遺言者 が、遺言書の全文、日付および氏名を 自署し、これに押印しなければなりま せん。遺言書保管法と同時に成立し た、相続法制の見直しを内容とする、 民法及び家事事件手続法の一部を改正 する法律のうち、自筆証書遺言の方式 の緩和に関する部分が、平成31年1 月13日に施行されています。この改 正により、同日以降に自筆証書遺言を 作成する場合には、自筆証書遺言に添 付する財産目録については、自署する ことを要しないこととされました。し たがって、財産目録は、パソコン等で 作成しても、不動産の登記事項証明書 や預金通帳の写しを添付しても構いま せん。ただし、財産目録の各頁に署名 押印する必要があります。

レオパレス 21 にオンブにダッコ

施工不良物件のレオパレス 21 の株主総会。マスコミは「旧経営陣への非難の声」と書きますが、実際には会社擁護の声と半々ほどでした。質問者には株主兼アパート物件オーナーが目立ちました。ある株主の声「オーナーも自分で建築士を雇ってチェックしないといけない。全部お任せでオンブにダッコだった。」引渡し検査でも、施工不良検査でも、自分の建築士に報酬を自分で支払い、立ち会ってもらった。アパート賃貸も経営です。経営するならリスク回避も必須です。

配偶者居住権消滅時の課税は?

来年4月開始の配偶者居住権、その消 滅時課税が7月8日に通達として公表 されました。自宅土地建物1億円。妻 75歳には配偶者居住権。所有権は子 が相続します。相続税上で、妻の配偶 者居住権は4000万円、子の所有権 6000万円とします。そして妻(母)が 死亡します。居住権消滅で土地建物へ の制約は消滅し、子は自由に1億円で 売れます。子は配偶者居住権消滅益を 享受したのです。所有権の価値が6000 万円から1億円に上がったのです。心 配は「そこへ課税はあるか?」でした 結論「死亡なら課税の心配は不要」。 4000万円は非課税です。しかし母によ る居住権放棄・母子合意での無償解約 での居住権消滅なら母から子へ贈与税 課税です。贈与税対象額は「消滅直前 の配偶者居住権価額」。当初 4000 万円 でも時の経過や地価変動で3000万円

かもしれません。そして著しく低額の対価があれば・・300万払ったのなら・・差額が贈与税対象です。 それは対価として3000万円を母に払えば贈与税課税なしということ。 民法1032条「配偶者居住権は譲渡することができない」ですが、対価ありへ現実対応できる通達です。ただし、まだまだ心配です。「譲渡税課税はある?」母子一括同時売却や収用なら売買対価は母子でどう分ける?どう課税する?配偶者居住権は流行ります。2次相続の相続税節税スキームとして。本来の配偶者居住権の創設意義と関係なく接税目的で。(週刊税務通信2019.7.15)

6月22日に京都で"家族信託"のセミナーを実施しました。地元のミニコミ誌に案内を掲載してみました。認知症をテーマにしたところ、15名の応募があり、家族信託の仕組みを説明しました。若い世代が多くかなり手応えを感じることができました。本当は個別の問題です。親子でこの仕組みを学んでほしいと思っています。

相続法が改正され、親の介護、自分自身のこと、 財産を引き継ぐ子供たちのことなど、家族で話し 合うことの大切さを痛感します。

全国的に路線価が上昇です。相続対策をするためには、資産の評価を知っておくべきです。贈与するか、売却するか、資産運用するかはよく考えて、連帯保証人となる子供や妻に負債を背負わすことになるので、価値観の共有が大事なのではないでしょうか?家族のコミュニケーションが大切です。

相続川柳

もしもへの 備えは相続 イロハから

相続の 最低取り分 遺留分

相続の 開始で預貯金 凍結し

父の家 相続したが 祖父名義

相続税・贈与税において不動産の評価は 面倒なものです。固定資産税の評価額も その計算の根拠ですが、特に路線価のあ る場合や地形が不整形の場合は問題で す。正しい相続税評価額の計算をサポー ト致します。筆数や形状など調査して 提示致します。

基本料: 土地・家屋 ¥50000 筆数多い場合は別途見積もり 相続税概算計算も承ります。

一般社団法人 ひまわり相続相談室 Tel/fax 075-802-0215

604-8855 京都市中京区壬生淵田町 32

 $Email: \underline{sakaitoshio76@gmail.com}$

http://himawari.nagoya/